

(仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会

日時 平成21年12月24日(木) 午後1時30分～

場所 むつ市役所本庁舎 大会議室1

次 第

1 開 会

2 むつ市長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(趣旨説明)

議案第1号 (仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会規約(案)について

議案第2号 (仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会役員を選任等について

議案第3号 (仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会事務局規程(案)について

議案第4号 (仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会財務規程(案)について

5 下北地域における交通の現状等について

6 予備的協議

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書(素案)について

7 今後の予定について

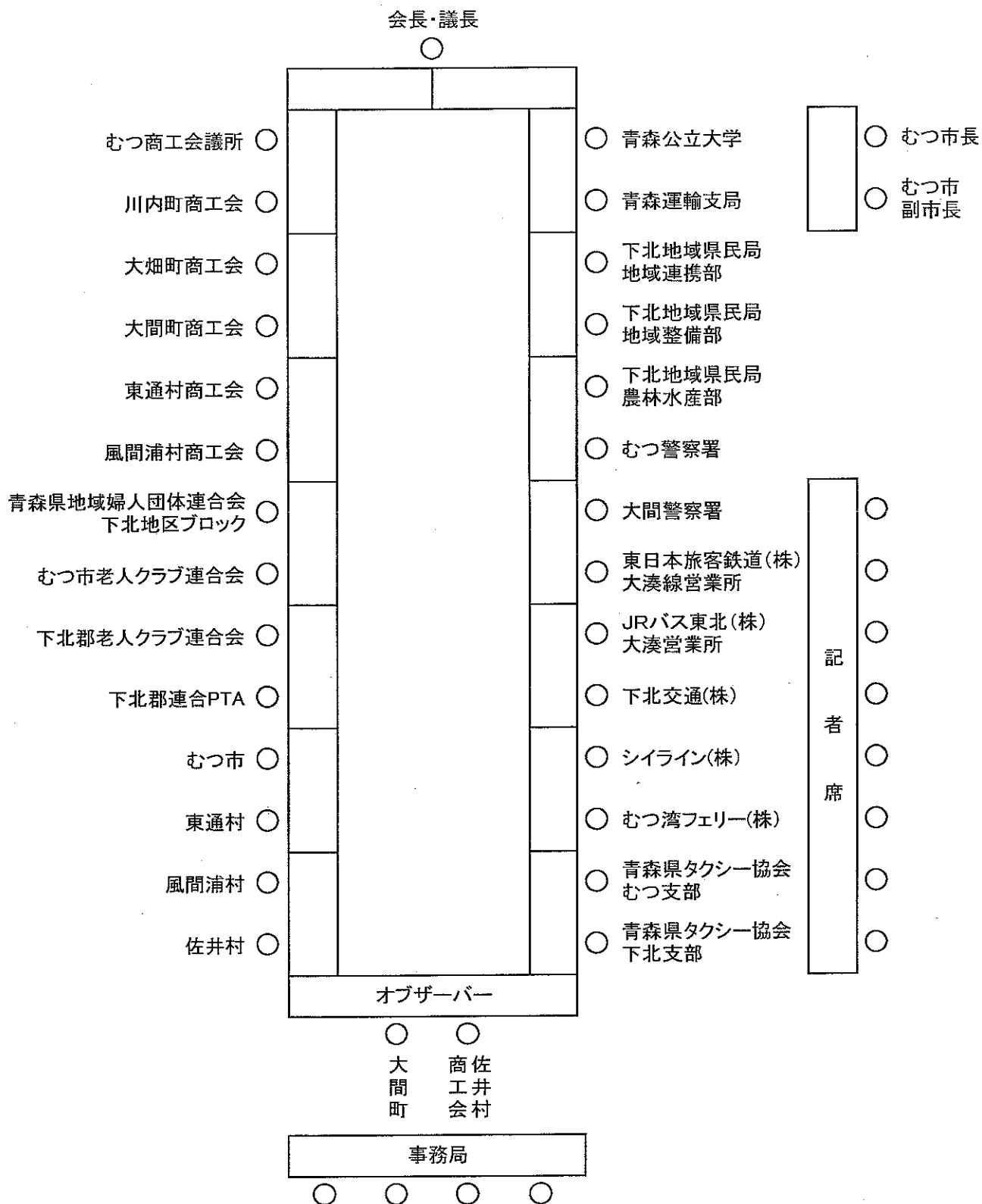
8 その他

9 閉 会

第1回(仮称)下北地域公共交通総合連携協議会 席図

日時 平成21年12月24日(木)13:30～

場所 むつ市役所本庁舎 大会議室1



入口

(仮称)下北地域公共交通総合連携協議会委員名簿

| 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------|--------|
| 法第6条第2項第1号 ○連携計画を作成しようとする市町村 | むつ市企画部 | 副理事 | 伊藤 道郎 |
| | 大間町企画経営課 | 課長 | 伊藤 健一 |
| | 東通村経営企画課 | 課長 | 田中 政明 |
| | 風間浦村総務課 | 課長 | 中津 耕太郎 |
| | 佐井村行財政改革室 | 室長 | 鹿嶋 年男 |
| 法第6条第2項第2号 ○関係する交通事業者等 | 東日本旅客鉄道(株)大湊線営業所 | 所長 | 岡村 信一 |
| | JRバス東北(株)大湊営業所 | 所長 | 庄司 勇一 |
| | 下北交通(株) | 常務取締役 | 杉山 毅 |
| | シィライン(株) | 代表取締役 | 濱崎 正明 |
| | むつ湾フェリー(株) | 常務取締役 | 赤平 和幸 |
| | 青森県タクシー協会むつ支部 | 支部長 | 舘岡 清貴 |
| | 青森県タクシー協会下北支部 | 支部長 | 乙部 文夫 |
| ○関係する道路管理者 | 下北地域県民局地域整備部道路施設課 | 課長 | 松橋 靖之 |
| ○関係する漁港管理者 | 下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所 | 副参事 | 中村 裕治 |
| 法第6条第2項第3号 ○公安委員会 | むつ警察署交通課 | 課長 | 須藤 康清 |
| | 大間警察署交通課 | 課長 | 大橋 次郎 |
| ○利用者 | 青森県地域婦人団体連合会下北地区ブロック | ブロック長 | 山崎 輝美子 |
| | むつ市老人クラブ連合会 | 副会長 | 傳法 幾代治 |
| | 下北郡老人クラブ連合会 | 会長 | 松谷 幸一 |
| | むつ市連合PTA | 会長 | 佐々木 司 |
| | 下北郡連合PTA | 会長 | 野崎 尚史 |
| | むつ商工会議所 | 会頭 | 關 實 |
| | 川内町商工会 | 理事 | 本間 千佳子 |
| | 大畑町商工会 | 会長 | 越後林 達巳 |
| | 大間町商工会 | 会長 | 松山 義文 |
| | 東通村商工会 | 会長 | 二本柳 雄作 |
| | 風間浦村商工会 | 会長 | 駒嶺 剛一 |
| | 佐井村商工会 | 会長 | 山口 捷夫 |
| 下北観光協議会 | 事務局長 | 中嶋 達朗 | |
| 法第6条第2項第4号 ○学識経験者等 | 青森公立大学 | 教授 | 山本 恭逸 |
| | 国土交通省東北運輸局青森運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 伊藤 一哉 |
| | 下北地域県民局地域連携部地域支援室 | 室長 | 村上 泰浩 |

第1回(仮称)下北地域公共交通総合連携協議会出席者名簿

| 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------------------------------|---------------|---------|-------------|
| むつ市企画部 | 副理事 | 伊藤 道郎 | |
| 大間町企画経営課 | 課長補佐 | 傅 法正 広 | オブサーバーとして出席 |
| 東通村経営企画課 | 課長 | 田 中 政 明 | |
| 風間浦村総務課 | 課長 | 中 津 耕太郎 | |
| 佐井村行財政改革室 | 室長 | 鹿 嶋 年 男 | |
| 東日本旅客鉄道(株)大湊線営業所 | 所長 | 岡 村 信 一 | |
| JRバス東北(株)大湊営業所 | 所長 | 庄 司 勇 一 | |
| 下北交通(株) | 常務取締役 | 杉 山 毅 | |
| シィライン(株) | 代表取締役 | 濱 崎 正 明 | |
| むつ湾フェリー(株) | 常務取締役 | 赤 平 和 幸 | |
| 青森県タクシー協会むつ支部 | 支部長 | 舘 岡 清 貴 | |
| 青森県タクシー協会下北支部 | 支部長 | 乙 部 文 夫 | |
| 下北地域県民局地域整備部道路施設課 | 課長 | 松 橋 靖 之 | |
| 下北地域県民局地域農林水産部下北地方 漁港漁場整備事務所 | 副参事 | 中 村 裕 治 | |
| むつ警察署交通課 | 課長 | 須 藤 康 清 | |
| 大間警察署交通課 | 課長 | 大 橋 次 郎 | |
| 青森県地域婦人団体連合会下北地区ブ ロック | ブロック長 | 山 崎 輝美子 | |
| むつ市老人クラブ連合会 | 副会長 | 傅 法 幾代治 | |
| 下北郡老人クラブ連合会 | 会長 | 松 谷 幸 一 | |
| むつ市連合PTA | | | 欠席 |
| 下北郡連合PTA | 会長 | 野 崎 尚 史 | |
| むつ商工会議所 | 会頭 | 關 實 | |
| 川内町商工会 | 理事 | 本 間 千佳子 | |
| 大畑町商工会 | 会長 | 越後林 達 巳 | |
| 大間町商工会 | 会長 | 松 山 義 文 | |
| 東通村商工会 | 会長 | 二本柳 雄 作 | |
| 風間浦村商工会 | 会長 | 駒 嶺 剛 一 | |
| 佐井村商工会 | 事務局長 | 浜 中 新一郎 | オブサーバーとして出席 |
| 下北観光協議会 | | | 欠席 |
| 青森公立大学 | 教授 | 山 本 恭 逸 | |
| 国土交通省東北運輸局青森運輸支局 | 首席運輸企画 専門官 | 伊 藤 一 哉 | |
| 下北地域県民局地域連携部地域支援室 | 室長 | 村 上 泰 浩 | |

議案第 1 号

(仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会規約 (案)

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日制定

(目的)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下北地域における地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか第 1 条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 2 人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第 5 条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第 6 条 監事は、委員の中から、会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会議において、報告しなければならない。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数の同意によってこれを決するものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事に支障が生じると認められる会議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 6 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、むつ市企画部企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、国及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員については、これを支給しない。

- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、むつ市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）別表に掲げる総合開発審議会委員の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年12月24日から施行する。

別表（第6条関係）

| 区 分 | 委 員 |
|-------------------|---|
| 法第6条第2項 第1号の委員 | むつ市長又はその指名する者 |
| | 大間町長又はその指名する者 |
| | 東通村長又はその指名する者 |
| | 風間浦村長又はその指名する者 |
| | 佐井村長又はその指名する者 |
| 法第6条第2項 第2号の委員 | 東日本旅客鉄道株式会社大湊線営業所の代表者 |
| | ジェイアールバス東北株式会社大湊営業所の代表者 |
| | 下北交通株式会社の代表者 |
| | シィライン株式会社の代表者 |
| | むつ湾フェリー株式会社の代表者 |
| | 青森県タクシー協会むつ支部の代表者 |
| | 青森県タクシー協会下北支部の代表者 |
| | 道路管理者又はその指名する者（下北地域県民局地域整備部） |
| | 港湾管理者又はその指名する者 （下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所） |
| 法第6条第2項 第3号の委員 | むつ警察署の代表者 |
| | 大間警察署の代表者 |
| | 青森県地域婦人団体連合会下北地区ブロックの代表者 |
| | むつ市老人クラブ連合会の代表者 |
| | 下北郡老人クラブ連合会の代表者 |
| | むつ市連合PTAの代表者 |
| | 下北郡連合PTAの代表者 |
| | むつ商工会議所及び各商工会の代表者 |
| | 下北観光協議会の代表者 |
| | 学識経験者 |
| | 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者 |
| | 下北地域県民局地域連携部長又はその指名する者 |

議案第2号

(仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会役員を選任等について

会 長 _____

副会長 _____

監 事 _____

監 事 _____

【参考】

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第6条 監事は、委員の中から、会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会議において、報告しなければならない。

議案第3号

(仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会事務局規程 (案)

平成21年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、下北地域公共交通総合連携協議会規約第11条の規定に基づき、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、むつ市企画課長をもって充てる。

3 事務局員は、むつ市企画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、むつ市において定められている文書の取り扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

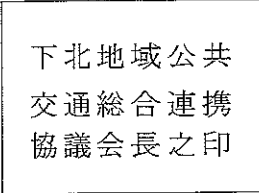
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月24日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名 称 | 形 状 | 書 体 | 寸法(mm) | 用 途 | 個 数 | 管 理 者 |
|---|--|-----|--------|----------------------|-----|----------|
| 下北地域 公共交通 総合連携 協議会 会 長の印 |  <p>下北地域公共 交通総合連携 協議会 会長の印</p> | てん書 | 18×18 | 会長名を もつて発 する文書 | 1 | 事務 局長 |

議案第4号

(仮称) 下北地域公共交通総合連携協議会財務規程 (案)

平成21年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、下北地域公共交通総合連携協議会規約第13条の規定に基づき、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 協議会の予算は、負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに負担金納入者に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、むつ市の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、決算までに協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

- 第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、むつ市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、協議会規約第6条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに負担金納入者に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月24日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 雑入 | 1 雑入 |

別表 2 (第 4 条関係)

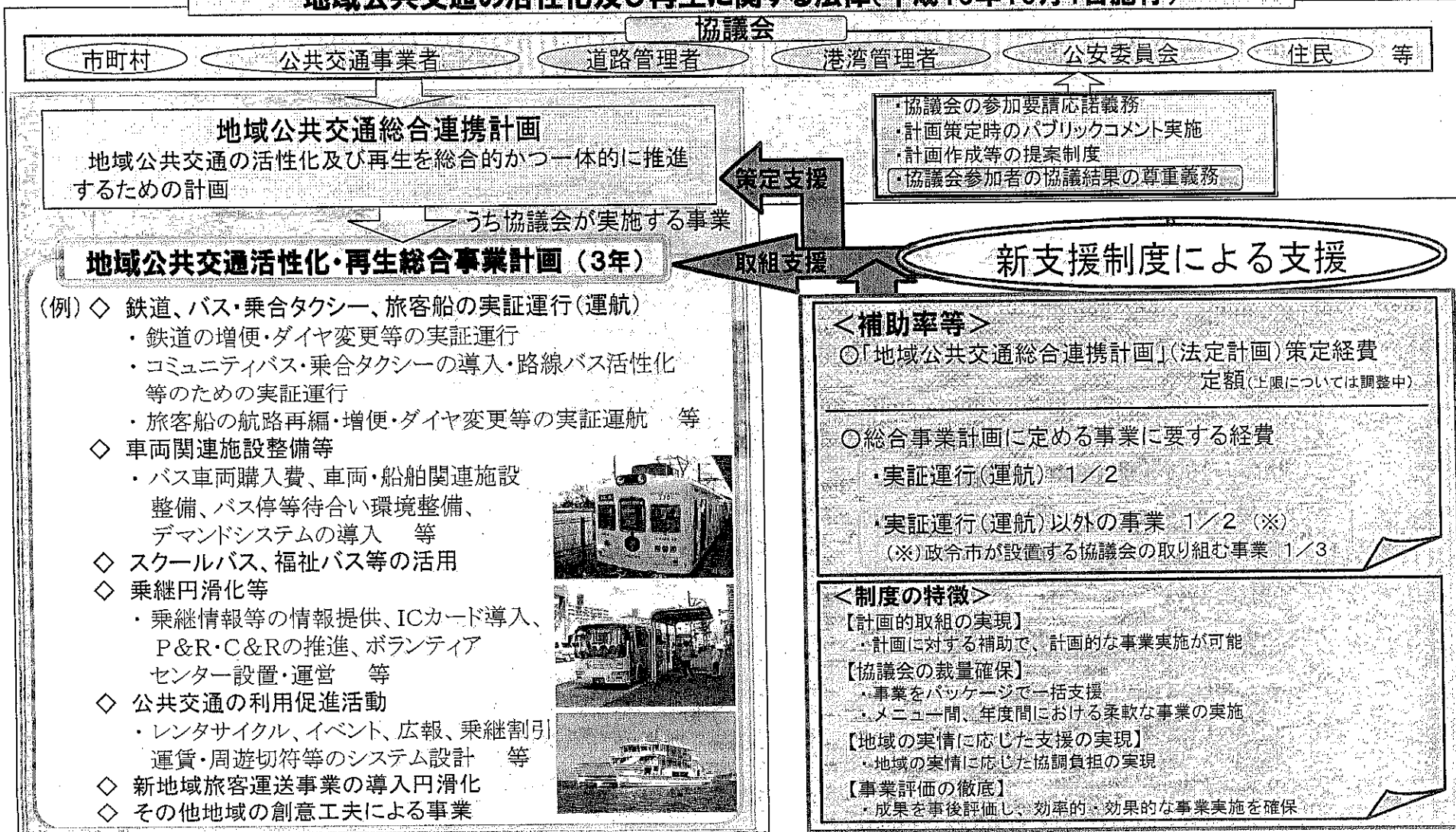
歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
| | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

地域公共交通活性化・再生総合事業

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)



JRバス東北（株）大湊営業所

下北地域における交通の現状について

JRバス大湊営業所は、昭和18年9月15日営業開始いたしました。現在の車両数は、一般乗合車両10両・貸切車両10両で運営しています。

最初に一般乗合事業ですが、定期ダイヤは4月から11月までの夏季ダイヤ、12月から3月までは冬季ダイヤとして、運転時分の関係上2つに分けて運行しております。路線は田名部駅から脇野沢間営業キロ52.5キロです。現在の冬季ダイヤ一日当りの平日走行キロが921キロ、土日祝日走行キロが734キロで運行しております。系統数は、田名部駅を起点に33系統、山田停留所を起点に5系統合計で38系統がありまして一日48便運行しております。

利用状況については、当営業所では年間に、1月と6月に2回ほど交通量調査を行っており、現在の冬季ダイヤでの交通量調査は来月行う予定でありますのでくわしい輸送人員はわかりません。

参考に、6月に行った夏季ダイヤでの利用状況では、全系統乗車密度平均で7.7人でした。

運営状況ですが、主力である一般乗合では過疎化・少子高齢化などにより低迷を続けており、また、最近では高速道路料金の千円問題、さらに新型インフルエンザの風評被害と今まで経験したことのないほど当社を取り巻く環境が厳しさを増しております。貸切事業でも、事業者の急増により単価下落が止まりません。加えて、昨年度より安くなりましたが、原油価格の高騰により、燃料費も増加しております。

運営に当たっての問題点及び課題としては、先ほども述べましたが少子高齢化等により、年々減収となっております。また、12月22日から開始した前田お買物無料バス運行に伴い、乗車客にいくらかの影響があるものと思われまふ。よって、今後は、減便も視野にいれていかなければなりません。そして、赤字経営でいつまで路線維持ができるか心配であります。

今後の事業運営としては、現在お客様の客層を見ますと高齢者が7割から8割を占めており、今後ますます高齢化が進み年金生活者も増えると思ひます。高齢者の足としてのバス利用促進を考えるため、ひとつ提案したいと思ひます。それは、仙台市で実施していますが、たとえば満70歳以上の方に、行政のほうから1年間で1万円分の無料乗車証を交付します。そして、バス会社へは行政から補助金をいただき、市民の足として路線存続を図ることです。また、お客様のご利用実態に添い、たとえば今年4月から実施した並川線廃止のように乗車密度の低い系統を見直し、効率的なダイヤを策定に取り組んでいかなければならないと考えております。

下北地域における交通の現状等について

| | |
|-----------------|---|
| ・路線の概況 | <p>弊社の一般乗合旅客事業は、旧むつ市を中心とする、下北半島一円(一部を除く)から上北地区の一部、東津軽郡平内町及び青森市までを事業領域とし、乗合旅客事業による公共交通として交通便利向上を図りながら事業経営に当たっております。</p> <p>上記以外に、自治体からの委託事業であります『佐井村患者輸送バス』・『東通村石上線バス』・『平内町民バス』等のコミュニティバスを平成16年度より順次手懸けてまいりました。</p> <p>直近の平成21年度(平成20年10月～平成21年9月)における一般乗合旅客運送事業における輸送実績(コミュニティバスは含まず)は、35系統、実車走行キロは1,812,982.1キロを運行しておりますが、その期間の経常損益は△90,762千円、経常収支率は72.07%と前年からの改善はみられますが、その期間の依然として赤字体質からの脱却には至っておらず、生活路線維持費補助金の申請に及んでおります。</p> |
| ・利用状況 | <p>全国的にも地方に於ける路線バスは年々輸送需要が減少し、弊社においては、昭和47年度より利用客が下降の一途を辿り現在に在ってもその歯止めには至らず、依然として厳しい経営状況を余儀なくされております。</p> <p>※昭和44年/輸送人員3,247千人/指数100.0 昭和47年/ 3,780千人 116.4 平成01年/ 2,110千人 65.0 平成10年/ 1,504千人 46.3 平成21年/ 636千人 19.5/(コミュニティバスは含まず)</p> |
| ・運営状況 | <p>人口減少、高齢化の進展といった全国的な傾向が続くなかで、公共交通を支える社会経済が減衰傾向となっております。</p> <p>一方で、高齢化の進展に伴い、大規模病院への通院・日常生活に欠かすことの出来ない食料確保及び環境に優しい地球温暖化対策への取組等の多様なニーズに対応することが公共交通に求められる新たな契機となっております。</p> |
| ・運営に当たっての問題点、課題 | <p>既存のバス交通については、前述した交通弱者等への対応策として重要な役割を期待されながらも、モーターゼーションの進展と共に利用客の減少に歯止めのかからない状況が続いている。これまでは、公的補助や事業者による内部補填等による路線維持対策が図られてきた、しかし、経営環境の悪化と逼迫する財政状況を考えるに将来に亘る維持は不可能であると考えられることから、まちづくりの一つの機能としての『公共交通』を地域全体で支え、育てていただきますことを切願致します。</p> |
| ・今後の事業運営 | <p>持続可能な、地域が求める新たな公共交通の構築が必要となることと存じます。その為には、市町村・地域・事業者の「協働」が不可欠であり、既存のバス交通の枠組みを超えた対策が必要とされることと思っております。</p> <p>地域には利便性の向上を図りたい住民、諸施設の利用促進や集客力の向上を目指す事業所等、潜在的な関係主体が多数存在しているものと考えられますことから、関係主体が連携・協力し運営していく仕組みを模索し、実現を目指してまいりたいと考えております。</p> |

航路等概況

むつ湾フェリー (株)

・航路区間

| 起 点 | 終 点 | 所要時間 | 運航距離 | 1日運航回数 | 1日運航距離 | 期 間 区 分 |
|-----|-------|------|--------|--------|---------|-----------|
| 蟹 田 | 脇 野 沢 | 60分 | 22.6km | 4回 | 90.4km | 4/21～8/7 |
| | | | | 6回 | 135.6km | 8/19～11/5 |
| | | | | | | 8/8～8/18 |

・使用船舶

| 船 名 | 船 質 | 総トン数 | 機関種類 | 航海速力 | 船 舶 所 有 者 |
|------|-----|-------|-------|---------------------|-------------------------------|
| かもしか | 鋼 | 611トン | ディーゼル | 13.75ノット 2,000PS | むつ湾フェリー株式会社 鉄道建設運輸施設整備支援機構 |

| 進 水 年 月 | 旅客定員 | 自動車積載量 | 取 得 年 月 |
|---------|-------|------------|--------------|
| 船 籍 港 | 船 員 数 | | 価 格 |
| 平成9年12月 | 240名 | 乗用車22台 | 平成10年3月 |
| 青森県外ヶ浜町 | 8名 | バス4台+乗用車4台 | 508,316,000円 |

利用実績

・運航状況

| 年 度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計画便数 | 904 | 858 | 836 | 836 | 818 |
| 欠 航 | 50 | 26 | 16 | 36 | 16 |
| 運航実績 | 854 | 832 | 820 | 800 | 802 |

・輸送実績

| 年 度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旅客人員(人) | 26,245 | 32,641 | 44,983 | 39,910 | 44,930 |
| 指数 | 100 | 124 | 171 | 152 | 171 |
| バス(台) | 675 | 930 | 1,173 | 1,101 | 1,150 |
| 指数 | 100 | 138 | 174 | 163 | 170 |
| 乗用車(台) | 3,625 | 3,347 | 3,539 | 3,071 | 4,135 |
| 指数 | 100 | 92 | 98 | 85 | 114 |

・運賃収入の推移

| 年 度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 実 績 | 73,256 | 79,066 | 103,160 | 93,689 | 121,780 |
| 指数 | 100 | 108 | 141 | 128 | 166 |
| 前年比増加率% | | 7.9 | 30.5 | △ 9.2 | 30.0 |

平成 21 年 12 月 24 日

青森市柳川一丁目 4 番 1 号
シィライン株式会社

(1) 航路の概況

本航路は旅客定期航路として下北半島の西海岸地区の佐井村から青森までの 79.9Km を結ぶ長距離航路で、旅客ならびに生活物資等の輸送を目的に 1 日 2 往復している。

当航路の寄港地である佐井村(佐井・福浦・牛滝)とむつ市脇野沢地区(脇野沢)の総人口は約 5 千人程度の漁・農・林業を主業とする過疎地域である。

当航路内にある地域の道路整備の進捗状況も悪く、寄港地の大部分が前面を海上、背面を険しい山岳に囲まれているため、集落につながる道路は険しい山岳道路を迂回している現状です。陸上交通を利用する場合は乗り継ぎ点が多いため所要時間も長時間を要し、また冬期間は降雪により所によっては 2m を越す積雪となるため、山岳道路は春まで一部閉鎖される有様で、この地区の住民は本航路に依存する度合いが高くなっている。

(2) 利用状況

| 区 分 | 平成 21 年度 | 平成 20 年度 | 前年対比 |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 旅客輸送人数 | 12,942 人 | 11,470 人 | 1,472 人 |
| (内 団体客輸送人数) | (4,036 人) | (3,182 人) | (854 人) |
| 手・小・貨物輸送数量 | 4,119 個 | 4,117 個 | 2 個 |

集計期間は、11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年間です。

団体客輸送人数は、旅行代理店取扱い分の集計です。

(3) 今後の取り組み等

離島航路という制度に安住しない様、旧来の風に流れない様に営業面の充実を目指してまいりました。取り組むべきテーマや内容は山のようにありますものの、端に付いたばかりで成果というべきものをあげるには、少ないものがあります。

旧来から当社航路を利用してもらっている旅行業者に営業活動をすすめ、とりわけ、関西、中部圏へ観光招致の活動をすすめました。

“地域と共に生きる”というテーマに合うよう、単に集客を図ることを目的とせず、地域を売り込み、地域の産物の売り込みを行政と協力し乍ら、図ってまいりたいと存じております。むつ市、佐井村とのタイ・アップをより深いものにし乍ら、この航路を通した人と物の交流を活発にしたいと考えております。

明年 12 月には、新幹線、新青森駅が開業されます。そのとき下北半島にあって、

当社航路を利用する地域が一番首都圏に近い地域となります。このことの重要性を認識し乍ら、密度と成果の高い営業活動に取り組んでまいりたいと存じます。

明治以来、下北半島は、我国にとって重要な土地として扱われてきました。国策の節目節目に下北半島やむつ湾は、関わっていくこととなります。このことは、今後変わることはないものと考えます。

とりわけ世界が流動化し、既定の秩序に乱れが生じてきている今日にあつては、尚更の感を禁じ得ません。

下北半島やむつ湾沿岸に関わるものとして、平穏で安定した営みを維持していくための地道な日常的な努力は欠かすことが出来ません。下北半島やむつ湾、津軽海峡の生活の糧となる産物を当社航路と共にブランド化出来る様に努力してまいりたいと存じます。

周囲を海に囲まれている青森県にあつて、とりわけ、四囲が海であるともいえる下北地方の活躍のために当社航路が少しでも役立つことが出来ます様、今後も務めてまいる所存です。

J R 大 湊 線 営 業 所 概 況

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--------------------|---|---------|-----|----|-------|----|-------|----|-------|----|--------|----|-------|-----|---|-----|
| 会 社 名 | 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 大湊線営業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当エリア | 大湊線 北野辺地駅～大湊駅 | | 全10駅 有人駅3 無人駅7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有 人 駅 | ○大湊駅 [T10. 9. 25] ○下北駅 [S14. 12. 6] 本州最北端の駅 ○陸奥横浜駅 [T10. 3. 20] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 在 | 青森県むつ市大湊新町7番14号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沿 革 | 昭和62年4月1日 | ・東日本旅客鉄道株式会社発足 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 昭和63年3月13日 | ・大湊線ワンマン運転化 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成4年4月1日 | ・大湊駅に旅行業等登録 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成5年12月1日 | ・大湊線営業所発足 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成10年12月8日 | ・大湊線CTC化 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成14年7月5日 | ・「きらきらみちのく号」運転開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成14年12月1日 | ・八戸直通「快速しもきた」運転開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成21年1月21日 | ・下北駅新駅舎完成使用開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組 織 | <pre> graph LR JR[東日本旅客鉄道(株)] --- SO[盛岡支社] --- OJ[大湊線営業所] </pre> | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>管 理</td><td style="text-align: center;">7名</td></tr> <tr><td>大 湊 駅</td><td style="text-align: center;">7名</td></tr> <tr><td>下 北 駅</td><td style="text-align: center;">3名</td></tr> <tr><td>陸奥横浜駅</td><td style="text-align: center;">2名</td></tr> <tr><td>旅行センター</td><td style="text-align: center;">2名</td></tr> <tr><td>乗 務 員</td><td style="text-align: center;">11名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: center;">32名</td></tr> </table> | | 管 理 | 7名 | 大 湊 駅 | 7名 | 下 北 駅 | 3名 | 陸奥横浜駅 | 2名 | 旅行センター | 2名 | 乗 務 員 | 11名 | 計 | 32名 |
| | 管 理 | 7名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大 湊 駅 | 7名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下 北 駅 | 3名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陸奥横浜駅 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅行センター | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗 務 員 | 11名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 32名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各種設備等 | 1. 運 転 区 間 | 野辺地駅～大湊駅間(58.4km) (有戸駅～吹越駅間13.4km:支社内最長) | 1. 踏 切 (63箇所) | 第1種 | 48 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 運 転 方 式 | 全ワンマン(1両運転14本・2両運転4本) | | 第3種 | 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 運 転 時 分 | 各駅停車61分・快速49分 八戸直通上下各1(95分) 青森直通上下各3(85分) | 2. 風規制区間 (13箇所) | 第4種 | 12 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 車 両 形 式 | キハ100系 5両 | (S標区間9箇所) | ①北野辺地～有戸 | 計測箇所3箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5. 最 高 速 度 | 85Km/h | | ②有戸～吹越 | 計測箇所4箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ③吹越～陸奥横浜 | 計測箇所2箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ④有畑～近川 | 計測箇所2箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ⑤赤川～下北 | 計測箇所1箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ⑥下北～大湊 | 計測箇所1箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 利 用 状 況 | <p>J R大湊線の利用状況は、年間平均で一日約700名の利用があり、その目的は中長距離のビジネス及び旅行が大半を占めている。また、通勤・通学用として定期券を使用しての乗客は、他の線区に比較し少なく100名程度となっている。数年来、乗降客は減少傾向にある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課 題 | <p>J R大湊線では冬季期間、季節風の影響により徐行運転・運転中止が頻発し、安定した輸送が提供出来ない状況が発生する。列車運休時には、バス代行輸送により対応しているが、所要時間の関係で東北本線及び新幹線への所定接続が出来ないこととなり、安定輸送の面に課題が生じている。また、今年度は踏切事故が数件発生しており、特に第4種踏切の事故防止対策が急務となっている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今 後 の 運 営 | <p>中期的な展望としては、現在の利用状況の改善及び課題解消に向け努力を継続しつつ、現行の体制を維持しながら運営していく予定である。また、次年度、新幹線青森開業には、新型リゾート列車の運行を計画しており、大湊線の列車運行ダイヤの一部見直しと設備の改良を検討中である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

予備的協議

平成22年〇月〇日

国土交通省東北運輸局長 殿

申請者名 下北地域公共交通総合連携協議会
 代表者名 会 長

平成22年度 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画
 認定申請書（素案）

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定を下記のとおり申請します。

記

| | |
|---------------|---|
| 申請者 | <p>申請者名 : 下北地域公共交通総合連携協議会</p> <p>代表者名 : 会 長</p> <p>構 成 員 : 別紙のとおり</p> |
| 連絡先 (事務局等) | <p>所 在 地 :</p> <p>〒 035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号</p> <p>担当者名 (事務局) :</p> <p>むつ市企画部企画課 木 村 龍次郎 TEL: 0175 - 22 - 1111 (内線 2312) FAX: 0175 - 22 - 5825 E-mail: mt-kikaku100@city.mutsu.lg.jp</p> |

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

(1) 路線バス

下北域内においては、下北交通（株）とＪＲバス東北（株）により、むつ市を起点とし、下北域内各方面への路線バスが運行されている。

下北交通（株）が運行する路線としては、むつ市と北通り３町村（風間浦村、大間町、佐井村）を結ぶ「むつ・佐井線」、東通村尻屋地区並びに尻労地区を結ぶ「尻屋線」、「尻労線」、東通村を通り六ヶ所村泊地区まで運行されている「泊線」のほか、市内路線として、「むつ市内線３系統」、「石上線」、「むつ養護学校線」、「関根・大畑校舎線」、「むつバイパス線」等がある。

また、ＪＲバス東北（株）において、むつ市の田名部地区と脇野沢地区を結ぶ「下北シーサイドライン」が運行されており、これらの路線バスは、下北地域の住民にとって重要な地域の足となっている。

このほか、むつ市では、（有）川内交通及び（有）脇野沢交通による廃止路線代替バスの運行、佐井村では、公共交通の空白地帯である長後以南の福浦、牛滝地区を対象とした過疎地有償運送及び福祉有償運送を村社会福祉協議会が運営している。

以上のような路線バス等の運行状況にあるが、少子高齢化、人口流出、モータリゼーションの普及等により年々、利用者の減少に歯止めがかからない状況にあり、国や県、沿線自治体の財政援助等が不可欠な状況にある。

(2) 航路

むつ湾内における航路は、シィライン（株）の高速旅客船とむつ湾フェリー（株）のフェリーが就航している。

シィライン（株）が運航する青森、脇野沢、佐井間の準離島航路については、昨年度の新船建造の影響もあり、利用者も増加の傾向を示しているが、東北新幹線全線開業を控え、更に利用客の増加が期待される場所である。

むつ湾フェリー（株）が運航する外ヶ浜、脇野沢間のフェリー航路については、津軽半島と下北半島を巡るツアー企画が数多く検討されている。

これらの航路については、各事業者が関係機関と連携して、工夫をこらしたPRや企画など、利用者の増加に向けた取り組みが成されているところであるが、東北新幹線全線開業を間近に控え、その効果を最大限取り込むために更なる仕掛けが期待されている。

(3) 鉄路

下北域内の住民にとっては、旅行や青森市等への通院などの際、ＪＲ大湊線が重要な交通手段のひとつとなっている。

ＪＲ大湊線の利便性向上を図るためには、青森県内の新幹線の各駅との連携のとれたダイヤ編成や大湊駅、下北駅からの路線バス等との接続について、検討していく必要がある。

2. 地域公共交通総合連携計画策定調査の必要性

青森県においては、平成14年に東北新幹線八戸駅が開業し、更に、平成22年12月には東北新幹線全線開業となり、新たな国土幹線軸が形成され、交流人口の増加が見込まれている。








この機会に新幹線利用の観光客等を下北半島に誘導し、また、下北域内の住民の新幹線へのアクセスの円滑化を図り、更には、地域内の移動の利便性向上を図る等の目的のため、地域交通を戦略的に再編し、活性化することが求められている。

この機会を好機と捉え、5市町村、交通事業者、有識者、住民団体等が参画した法定協議会において、様々な方策を協議・検討するものである。

3. 調査の内容

| 調査の名称 | 調査の内容 |
|---------------------|---|
| (1) 現状把握・分析及び課題の整理等 | <ul style="list-style-type: none"> ① 下北地域内の公共交通における問題点、改善要望等に関するヒアリング ② 下北地域内の公共交通の実績データを分析し、課題を抽出 |
| (2) 居住者の外出実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象：地域住民からサンプリング ○ 調査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地～目的地、外出機会数、利用交通手段、利用実態、要望 等 ○ 調査方法：下北地域内の世帯、主要企業等への調査票配布 など |
| (3) バス停留所間移動人員調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の対象：下北地域内の路線 ○ 調査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 系統別・時間帯別・バス停留所間移動人員、利用目的、乗り継ぎ状況 等 ○ 調査方法：車上調査 など |
| (4) 航路調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の対象：青森～脇野沢・佐井間高速船航路 外ヶ浜～脇野沢間フェリー航路 ○ 調査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地～目的地（経路と乗り継ぎ状況）、利用目的、問題点と改善要望 等 ○ 調査方法：船上アンケート など |

| | |
|-------------|--|
| (5) 観光客調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の対象：観光客 ○ 調査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表交通機関、入り込みターミナル（鉄道、バス）、旅行行程、旅行目的、利用交通機関（地域内） など ○ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> ① 主要ターミナルにおけるヒアリング ② 宿泊施設、観光案内所等への留置アンケート など |
| (6) 連携計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ① 上記の(1)から(5)までの検討結果を基に、「下北地域公共交通総合連携計画案」を策定する。 |

| 4. スケジュール 概ねの着手・実施期間を横棒線（  ）で記載。 | | | | |
|--|---|---|--|----|
| 調査の名称 | 4月 | 9月 | 12月 | 3月 |
| (1) 現状把握・分析及び課題の整理等 |  | | | |
| (2) 居住者の外出実態調査 | |  | | |
| (3) バス停留所間移動人員調査 | |  | | |
| (4) 航路調査 | |  | | |
| (5) 観光客調査 | |  | | |
| (6) 連携計画の策定 | | |  | |

| 5. 予算計画 | | | |
|----------------------|---------------|-------------|----------------|
| 調査の名称 | 総事業費 (見込み) | 国費 (見込み) | 地域の負担 (見込み) |
| (1) 現状把握・課題整理等 | 1,000千円 | 1,000千円 | 千円 |
| (2) 居住者の外出実態調査 | 6,000千円 | 6,000千円 | 千円 |
| (3) バス停留所間移動人員 調査 | 3,500千円 | 3,500千円 | 千円 |
| (4) 航路調査 | 1,000千円 | 1,000千円 | 千円 |
| (5) 入り込み観光客調査 | 3,000千円 | 3,000千円 | 千円 |
| (6) 連携計画の策定 | 2,000千円 | 2,000千円 | 千円 |
| (7) 法定協議会運営費等 | 1,000千円 | 1,000千円 | 千円 |
| (8) 報告書・広報紙作成等 | 2,500千円 | 2,500千円 | 千円 |
| 小計 | 20,000千円 | 20,000千円 | 千円 |

国土交通省 地域公共交通活性化・再生総合事業

(調査事業・計画事業)の取り組み手順

《定義》

調査事業～ 国土交通省の補助事業上の区分によるもので、「地域公共交通総合連携計画（法定計画）」に係る調査及び策定に関すること

【補助対象経費】

- ・ 当該計画の策定調査に要する経費

計画事業～ 国土交通省の補助事業上の区分によるもので、「地域公共交通総合連携計画（法定計画）」に定める事業実施に関すること

【補助対象経費】

- ・ バス、乗合タクシー等の実証運行に要する経費
- ・ 車両関連施設整備（バス等車両購入、バス停待合環境整備等）等に要する経費
- ・ 公共交通の利用促進活動（レンタサイクル、イベント等）に要する経費など

1. 法定協議会立ち上げのための諸準備、法定協議会設置、東北運輸局への連携計画策定に向けた調査事業に係る認定申請 (平成 21 年度)

① コンセプトの立案

下北地域における公共交通の問題点を整理し、検討課題を抽出の上、連携計画の策定の前提となる基本的な考え方を立案（対象エリアや対象交通機関〈鉄道、航路、バスなど〉をどうするのかをはじめ、テーマを決める。）

② 事前の地均し、各種事務局案の作成

- ・ 関係市町村、道路・港湾管理者、事業者、有識者（学者等）、住民団体等法定協議会を構成する団体・機関等に対して、コンセプト等の事前説明（会長、副会長、監事等の役員の調整含む）
- ・ 協議会規約、事務局規程、財務規程、分科会設置規程など各種規程類等の案の作成
- ・ 活性化・再生事業（調査事業）に係る「実施計画認定申請書（案）」の作成

③ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の設置

①、②を経て、市町村、事業者、有識者、住民団体等の構成員を選定（各団体等からの推薦等）し、法定協議会を立ち上げ、設置

- ※ 第1回、第2回法定協議会の開催（これ以降、むつ市は事務局として関与）
- ※ 法定協議会において、第1回目では、規約、各種規程、連携計画の策定の前提となるテーマ等、基本事項等について、第2回では、活性化・再生総合事業（調査事業）の活用による事業実施（実施計画認定申請案）について承認を得る。

④ 東北運輸局へ認定申請

調査事業に係る認定申請書（「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書」）を東北運輸局に提出

平成21年度の東北運輸局への調査事業の申請期間は、平成21年3月2日～3月26日につき、平成22年度の申請期間も、本年度と同時期になる見込み（青森運輸支局からの情報）

平成21年度の補助金申請は既に完了（現時点における追加募集はない。）
なお、平成21年度の補助金は、現時点においては、予算枠がないとの情報を得ている（東北運輸局）

2. 調査事業（地域公共交通総合連携計画の策定等）の展開 平成22年度

- ※ 補助が認められれば（概ね4月中）、調査事業をはじめ、連携計画策定に係る一切の経費については、上限2,000万円以内で全額補助

⑤ 補助金交付申請

東北運輸局から調査事業の認定を受けた後、調査事業に係る補助金交付申請書（「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付申請書」）を国土交通省に提出

⑥ 調査機関の選定、業務委託契約

交付決定後、東北運輸局から認定を受けた調査実施計画に基づき、「地域公共交通総合連携計画」策定の要となる機関（業者）を選定し、業務委託契約を締結

☆（財）運輸政策研究機構に下北全域を対象とした上記業務を委託した場合、調査内容・規模にもよるが、1,000～1,500万円程度の委託料が掛かるとの試算

⑦ 具体的な調査の実施、法定協議会において連携計画の策定及び活性化・再生総合事業（計画事業）活用に係る承認

受託機関（業者）が各種調査を実施するとともに、その過程において、適宜、法定協議会（分科会含む）を開催しながら連携計画策定に向けた協議を行い、法定協議会において連携計画を策定し、計画事業（実証運行、利用実態調査等）を承認

⑧ 東北運輸局へ認定申請

計画事業に係る認定申請書（「地域公共交通活性化・再生総合事業計画認定申請書」）を東北運輸局に提出

3. 計画事業（実証運行等）の展開 （平成 23 年度～）

※ 補助が認められれば（最大3年間）、実証運行等に係る経費については2分の1補助

⑨ 補助金交付申請

東北運輸局から計画事業の認定を受けた後、計画事業に係る補助金交付申請書（「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付申請書」）を国土交通省に提出

⑩ 具体的事業の実施

交付決定後、東北運輸局から認定を受けた事業計画に基づき、実証運行、利用実態調査等を実施

⑪ 計画事業（実証運行、利用実態調査等）に対する評価の実施

法定協議会は、事業年度毎に自ら「事後評価」を実施し、当該年度の1月末までに東北運輸局に報告

その報告に基づき、東北運輸局は、二次評価並びに助言を実施



- ・ 二次評価等で「良」となれば、本格運行へ
- ・ 二次評価等で「改善」となれば、改善を加えて次年度の実証運行へ

◎以上のタイムスケジュールは別紙参照

国土交通省 地域公共交通活性化・再生総合事業・実施に係るタイムスケジュール

◎準備年度(平成21年度)

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|---|--------------------------------|-----|----------------------------|--------------|----|
| / | | | | | | ①、② ・下北地域における公共交通の問題点の整理、検討課題の抽出 ・連携計画策定の基本的な考え方の立案 ・法定協議会を構成する団体・機関等へのコンセプト等の事前説明（市町村、交通事業者、有識者、住民代表等） ・協議会規程、事務局規程、財務規程等の各種規程類等の案の作成 など | ③ 第一回法定協議会の開催 （立ち上げ・規約等の承認） | | ③ 第二回法定協議会の開催 （事業実施の承認） | ④ 東北運輸局へ認定申請 | |

◎1年目(平成22年度) 「地域公共交通総合連携計画」の策定

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--|--------|----|----|----|----|-----|----------------|-----|----|--------------------------------------|--------------|
| ⑤ 運輸局から調査事業の認定 ⑤ 補助金交付申請 ⑥ 調査機関の選定 ⑥ 業務委託契約 | 調査等の実施 | | | | | | 随時、協議会、分科会等を開催 | | | ⑦ 法定協議会の開催 （計画事業の承認） （連携計画の策定） | ⑧ 東北運輸局へ認定申請 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

◎2～4年目(平成23年度～平成25年度) 「実証運行等の事業展開」

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------------------|--------------------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----------------------------|----------------|-------------------------------|
| ⑨ 運輸局から計画事業の認定 ⑨ 補助金交付申請 | ⑩ 具体的事業の実施(実証運行、利用実態調査等) | | | | | | | | ⑪ 事後評価の実施 ⑪ 運輸局へ事後評価の報告 | ⑪ 運輸局から二次評価・助言 | ⑧ 東北運輸局へ認定申請 二次評価等で「改善」の場合 |
| | | | | | | | | | | | |

新幹線二次交通整備の方向性に 係る情報（路線図）

